

地方分権推進のための改革の実現を求める件

国における平成16年度の予算編成は、「三位一体の改革」の名の下に、本来あるべき国・地方を通ずる構造改革とは異なり、国の財政健全化が優先されたものと受け取らざるを得ないものとなり、国に対する地方の信頼を著しく損ねる結果となりました。

こうした中、政府においては、去る6月4日に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」を閣議決定し、「三位一体の改革」に関連して、概ね3兆円規模の税源移譲を前提として、地方に対し具体的な国庫補助負担金改革案の取りまとめを要請しました。これを受け、地方六団体は真剣に議論し、8月24日に国と地方公共団体の信頼関係を確保するための一定条件を前提に、地方分権の理念に基づく行財政改革を進めるため、税源移譲や地方交付税のあり方、国による関与・規制の見直しに関する具体例を含む「国庫補助負担金等に関する改革案」を政府に提出しました。

国会及び政府におかれては、三位一体改革の全体像を早期に明示するとともに、地方財源の充実確保を図り地方の自主・自立につながる改革を早期に実現されることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年10月5日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
経済財政政策担当大臣 様

仙台市議会議長 鈴木 繁 雄